

**電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップに基づく
マニフェスト制度の運用状況の総点検に関する報告**

平成 29 年 2 月

**環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課**

目次

1. マニフェスト制度の背景と経緯	1
2. 総点検の基本的視点	1
(1) 排出事業者責任の徹底と適正処理の推進	1
(2) 電子化を通じた事務の効率化・合理化	2
3. 現状	3
(1) 紙マニフェストの現状と課題	3
(2) 電子マニフェストの現状と課題	3
① 排出事業者の加入	3
② 産業廃棄物処理業者の加入	4
③ 行政機関の使用促進	5
④ 利便性向上のためのシステムの改善	5
⑤ 不適正事案への対応	6
⑥ 普及促進に向けた課題	7
⑦ 電子マニフェスト情報の有効活用	7
⑧ 諸外国の状況	7
4. 今後の基本的な方向性について	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 電子マニフェストの普及に向けた具体的な取組	9
① 排出事業者の加入促進	9
② 処理業者の加入促進	9
③ 電子マニフェストの利便性の向上	9
④ 不適正事案への迅速な対応	9
⑤ 普及啓発	10
(3) I T利活用社会の実現	10
① 電子マニフェストを含めた情報活用のあり方	10
② マニフェスト登録事項の充実	10
<参考> 中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会報告書（抄）	11

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップに基づく マニフェスト制度の運用状況の総点検に関する報告

1. マニフェスト制度の背景と経緯

産業廃棄物管理票制度（以下、マニフェスト制度）とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき産業廃棄物を排出する事業者が、その産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合、その産業廃棄物の処理の流れを自ら確認し、処理責任を確保すること、産業廃棄物の不法投棄等の不適正事案の迅速な原因究明等を目的とした制度である。

平成3年10月の法改正により、特別管理産業廃棄物の処理委託に当たって、当該廃棄物の性状等に関する情報が処理業者（収集運搬業者及び処分業者）に伝わらないために起こる処理過程の事故や環境汚染を管理票による情報伝達により防止することを目的に、特別管理産業廃棄物に対してマニフェストの使用が義務付けられ、平成5年4月から運用が開始された。

電子マニフェスト制度は、紙マニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして法に基づき指定された情報処理センター（(公財)日本産業廃棄物処理振興センター）を介して、ネットワーク上でやりとりすることを可能とするもので、平成9年6月の法改正により創設され、全ての産業廃棄物にマニフェスト使用が義務付けられた平成10年12月から運用が開始された。

その後、平成12年6月の法改正により最終処分終了報告確認、平成18年7月の法改正により行政機関が産業廃棄物の流れを紙マニフェスト交付状況等から把握するための産業廃棄物管理票交付等状況報告、平成22年5月の法改正により紙マニフェストの保存義務の拡大（5年間保存）が順次義務付けられ、マニフェスト制度の強化が図られている。

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなどのメリットが大きく、平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」において普及率を平成28年度に50%に拡大することが目標として掲げられている。この目標を達成するため、同年10月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に基づき各施策を推進し、普及拡大が図られてきた。

本報告は、ロードマップに基づき、紙・電子を問わず、マニフェスト制度全体が適切に運用されているかについて総点検を実施するものである。

2. 総点検の基本的視点

(1) 排出事業者責任の徹底と適正処理の推進

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。マニフェスト制度は、排出事業者が、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合において、産業廃棄物発生から最終処分終了までの流れを自ら確認して処理責任を果たすこと、不適正事案が発生した際に迅速に原因究明を行うこと等を目的とした制度であり、排出事業者責任を確保する上で、委託基準に基づいた委託契約と並ぶ重要な手段である。

マニフェスト制度を含む数次の法改正を経て、不法投棄及び不適正処理についてはピーク時に比べ大幅に減少しているが、新規事案は依然として後を絶たない状況である。特に、近時、処理業者が電子マニフェストシステム上で虚偽報告を行い、食品製造業者等から処

分委託を受けた食品廃棄物を食品として売却した事案等も発生している。

このため、不適正処理等が行われた場合の迅速な原因究明や、不適正事案の防止に資する一層の対策を検討する必要がある。

(2) 電子化を通じた事務の効率化・合理化

電子化を通じた事務の効率化・合理化については、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するもの（「IT 基本戦略」（平成 12 年 11 月 27 日 IT 戦略会議決定））として、政府を挙げて推進している。

政府においては、「IT 基本戦略」の策定後、「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定）、「電子政府推進計画」（平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 19 年 8 月 24 日、平成 20 年 12 月 25 日一部改定）を策定し、ポータルサイトの充実、ワンストップサービスの拡大、業務・システムの最適化計画の策定等を推進した。

その後、平成 22 年度以降は、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定）及び「新たな情報通信技術戦略 工程表」（平成 22 年 6 月 22 日 IT 戦略本部決定）の下で、行政分野への ICT 通信技術の利活用とこれに併せた業務や制度の見直しに取り組んだ。さらに、平成 25 年には、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定。平成 27 年 6 月 30 日全部変更）及び「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表」（平成 25 年 6 月 14 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。平成 27 年 6 月 30 日改定）を決定、「国・地方の IT 化・業務改革（BPR）の推進」、「安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備」及び「超少子高齢社会における諸課題の解決」を重点項目として掲げ、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、政府一丸となって取り組んでいる。

今後、全てのマニフェスト情報が電子化され、蓄積された情報が許認可情報等との連携により活用されることにより、産業廃棄物処理に関するサービスの向上が期待される。

電子マニフェストは、産業廃棄物排出事業者においては廃棄物の処理状況を容易に確認でき、マニフェストの保管や交付等状況報告書の作成・提出が不要である上、マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できるなどの特長を有しており、膨大なマニフェスト情報を取り扱う排出事業者や処理業者の事務処理の効率化や情報管理の合理化に大きな効力を発揮している。

都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）においては、電子マニフェストについて登録日・加入者・処理状況等から検索して登録内容の詳細を確認することができる。また、処理終了の報告が遅延している電子マニフェストについてシステムから通知を受けることができることから、監視業務が合理化でき、迅速に不適正事案の原因を究明することができる。さらに、電子マニフェストにより登録された情報は情報処理センターにおいて一元管理され、排出事業者による産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出の必要がないことから、当該報告を受ける都道府県等においても、報告書の受理・集計作業に係る事務量が大幅に軽減される。

これらの特長に鑑みると、電子マニフェストについては、今後とも、それぞれの使用者のデータ管理の効率化・合理化の観点から、更なる普及を図る必要があると考えられる。

3. 現状

(1) 紙マニフェストの現状と課題

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）は、平成 5 年 4 月に特別管理産業廃棄物に対して義務付けが開始され、平成 10 年 12 月から全ての産業廃棄物の委託処理について交付が義務づけられ運用されており、これまで産業廃棄物の適正処理・不法投棄の減少に一定の効果を上げてきた。紙マニフェストの頒布件数は、平成 10 年度の約 3,900 万件から電子マニフェストの普及とともに徐々に減少し、平成 27 年度では約 3,000 万件となっている^{*1}。

紙マニフェストは、マニフェスト伝票があれば利用可能であり、手書きにより現場で作成・交付できることから、少量排出事業者を含め、排出事業者にとって簡便で扱いやすいという利点がある。また、紙マニフェストを利用した場合、産業廃棄物とマニフェストが同時に移動するため、収集運搬業者や処分業者にとっては当該産業廃棄物の受け渡しとマニフェストの内容の確認も容易であるなどの利点がある。

一方、排出事業者においては、紙マニフェストの場合、収集運搬業者及び処分業者からマニフェストの写しが送付されるまでに時間がかかるため、処理状況の確認に時間がかかる上に、処理業者から送付を受けたマニフェストの写しと交付したマニフェストの写しを突合せする事務負担が大きい。また、マニフェスト伝票の控えを 5 年間保存する義務や産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成して都道府県に提出する義務があり、排出事業者の事務負担が生じている。

処理業者においては、運搬終了報告及び処分終了報告を伝票の送付により行う必要があるとともに、マニフェスト伝票の控えを 5 年間保管する義務があり、多量の産業廃棄物の処理を受託する処理業者は、郵送費用や事務負担が生じている。

多くの都道府県等においては、産業廃棄物の処理実態を的確に把握するため、交付等状況報告書の集計作業を行っているが、紙により提出された交付等状況報告書を自治体において電子情報として入力し直すなど、集計作業が大きな負担となっている。

不適正処理等の未然防止や不適正処理等が行われた場合の迅速な原因究明の観点では、処理の過程において随時マニフェストに追記することが可能であり、マニフェストの虚偽記載について一層の対策が必要である。また、不適正な処理等が行われた場合に、都道府県等が紙の情報を確認することに多大な時間を要することから、排出事業者の特定や処理フローの把握といった原因究明までに相当の時間が必要となっている。

^{*1}（公財）日本産業廃棄物処理振興センター推計値

(2) 電子マニフェストの現状と課題

① 排出事業者の加入

平成 28 年 12 月末現在の電子マニフェスト普及率は約 46%であり、ロードマップに掲げる目標である平成 28 年度末の普及率 50%には若干届かないものの、平成 29 年度中には普及率 50%に達する見込み^{*2}である。

排出事業者の電子マニフェスト加入を促進するため、特にマニフェストの交付枚数の多い排出事業者（以下「多量排出事業者」という。）を重点普及対象として、都道府県等と連携して説明会を開催するとともに、多量排出事業者の割合が高い建設業、製造業等の業界団体を通じて加入を促進してきた。また、少量排出事業者についても、業界団体等との共同説明会の実施などにより加入を促進してきた。

これらの取組等により、排出事業者の電子マニフェスト加入者数は平成 25 年度末の 90,857 事業者から平成 27 年度末は 118,069 事業者となり、着実に増加（約 30%増加）している。

平成 28 年度の産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト加入率は約 35%であり、業種別にみると、建設業及び卸売・小売業が約 43%と最も高く、次いで製造業が約 34%となっている。一方、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト加入率は約 37%であり、業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が約 76%と最も高く、次いで建設業が約 66%となっている。

少量排出事業者については、小売業の加入率が約 11%であるなど、電子マニフェストの普及が進んでいない。少量排出事業者は、一般に年間のマニフェスト交付枚数が少ないことから、使用に係る料金の割に紙マニフェストから切り替えるメリットを感じにくく、紙マニフェストに比べて登録作業が煩雑であることも電子マニフェストへの加入を躊躇する要因となっている。

このため、平成 25 年 9 月から加入料を廃止し、平成 28 年度においては電子マニフェストの新規団体加入者に対し使用料金（C 料金）の無料化キャンペーンを行うなど、これまでに少量排出事業者が加入しやすい料金体系への改善が図られたほか、収集運搬業者等の利便性の向上を図るため、スマートフォン・タブレット端末に対応したシステムの開発等を行っている。

電子マニフェストは、排出事業者にとって委託した産業廃棄物の処理状況が即時に閲覧・確認することができ、廃棄物処理の透明性が確保されるだけでなく、電子マニフェストの登録の際に、不足する内容があれば登録できないなど、システムにおいてマニフェストの誤記をある程度未然に防止することも可能であるといった利点がある。また、マニフェスト情報の保存が不要であり、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出も不要になるなど、排出事業者の事務手続きが大幅に簡素化され、事務負担の軽減に寄与するものである。更に、複数の排出現場を有する本社の環境部門等が産業廃棄物管理情報を把握することができ、事業者内の情報の共有化を図ることが容易であるという利点がある。

一方で、排出事業者が産業廃棄物を受け渡した後、マニフェスト情報の登録期限が 3 日間とされており、排出事業者が電子マニフェスト情報を登録するまでの間、電子マニフェスト上時間差が生じるという課題がある。また、電子マニフェストが用いられている場合でも、産業廃棄物の受け渡しの際に紙による受渡し確認票が一般的に用いられており、電子マニフェストの運用面での更なる利便性の向上について検討する必要がある。

※² 普及率は電子マニフェスト登録件数及び紙マニフェストの交付枚数の合計値に占める電子マニフェスト登録件数であり、紙と電子の合計値を 5,000 万件として算出

② 産業廃棄物処理業者の加入

平成 28 年 9 月末時点の産業廃棄物処理業者の電子マニフェスト加入状況は、処分業者が 6,404 者（57.0%）、収集運搬業者が 52,128 者（32.3%）に留まっている。電子マニフェストの普及拡大には、排出事業者のほか、収集運搬業者と処分業者の三者が切り替えて初めて機能するが、収集運搬業の加入率がボトルネックとなっており、普及が進まない要因となっている。

同様に、特別管理産業廃棄物処理業者に限って電子マニフェスト加入率を見ると、処分業者が 598 者（81.1%）、収集運搬業者が 12,810 者（76.3%）となっており、特別産業廃棄物の処理については、電子マニフェストを使った管理体制の構築が一定程度進んでいる。

処理業者にとっては、マニフェスト情報の記入作業やその写しの保存の必要がなく、

マニフェスト伝票の送付の必要がないなど、事務処理において効率化が図られるという利点がある。また、排出事業者が電子マニフェスト情報を随時閲覧・確認できることから、不適正処理に抑止力が働くという利点がある。

制度面においては、平成 22 年の廃棄物処理法改正により優良産廃処理業者認定制度が導入され、優良基準の 1 つとして電子マニフェストの加入が設けられた。また、平成 25 年 2 月には環境配慮契約法に基づく「産業廃棄物の処理に係る契約」が契約類型に追加され、裾切り方式の要素として電子マニフェストの加入が設定された。これらの優遇措置が処理業者の電子マニフェスト加入のインセンティブとなっている。

一方で、処理業者の電子マニフェストの利用料金は固定料金となっており、少量の産業廃棄物の処理を受託する処理業者にとっては割高な料金設定となっている。特に建設業においては、元請業者からの運搬受託者となる下請けの建設業者が廃棄物の収集運搬業を担う場合には廃棄物運搬頻度が少ないことなどから、電子マニフェストの利用に踏み切れない場合がある。

また、排出事業者による電子マニフェストの登録が遅くなる場合、処理業者の運搬終了報告や処理終了報告が入力できないことや、排出事業者の入力データに不備がある場合、排出事業者への修正対応による作業が煩雑化するという課題がある。

③ 行政機関の使用促進

国及び独立行政法人等が排出事業者となる場合については、平成 25 年 2 月から環境配慮契約法に基づく契約類型に「産業廃棄物の処理に係る契約」が追加され、電子マニフェストの使用を含むポイント制による裾切り方式の入札が導入されている。平成 27 年度の実施件数は 497 件（39.8%）となっており、着実に増加している。

一方、国の行政機関の電子マニフェスト加入状況は、平成 28 年 3 月末時点において 16 者（0.3%）に留まり、普及が進んでいない^{*3}。また、地方公共団体が排出事業者となる場合については、各地方公共団体の環境部局への働きかけを行ってきたが、未だ浸透している状況にはなく、平成 28 年 3 月末時点の電子マニフェスト加入状況は 202 者（0.6%）に留まり、国及び独立行政法人等と同様に普及が進んでいない状況にある。

^{*3} 国、独立行政法人等及び地方公共団体が排出事業者となる場合についてのみであり、公共事業は含まれていない。

④ 利便性向上のためのシステムの改善

電子マニフェストシステムは、平成 10 年 12 月に運用を開始して以来、インターネット技術の向上に合わせて順次大規模更新を行い、現在は、平成 22 年 5 月から運用している第 4 次システムをベースとして、ニーズに応じた機能改善を行っている。

排出事業者に対する利便性の向上については、民間事業者（ASP 事業者）が運営する管理システムとの通信による電子マニフェストの登録を行う EDI 方式が平成 28 年 8 月において電子マニフェスト総登録件数の 51.1% を占め、ASP 事業者によるサービスの普及が進んでいる。

また、大量にマニフェスト情報を登録する事業者向けには、加入者と情報処理センターのサーバ間で電子マニフェスト情報のデータ授受を行う方式による新システム（新 EDI システム（Web-EDI））を平成 26 年 6 月から運用開始しており、平成 28 年 8 月において 36 事業者が使用している。

また、パソコンを所有しない排出事業者やパソコンのない場所において電子マニフェスト情報の登録を行う排出事業者向けにスマートフォンやタブレットに対応したシス

テムを開発し、平成 28 年 6 月から基本機能の本格運用を開始している。

現在、産業廃棄物の引渡し時にスマートフォンやタブレット端末により紙マニフェストと同様な感覚で簡便に電子マニフェストの登録ができるアプリケーションの開発を行っており、引き続き、利用者の意見を聴きながら機能の充実を図る必要がある。

電子マニフェストに付随するサービスとしては、処理業者が登録した産業廃棄物処理業の許可情報を排出事業者が閲覧できる機能を平成 27 年 1 月から運用している。平成 28 年 6 月現在の許可情報の登録件数は 642 件となっている。しかしながら、処理業者の登録情報が必ずしも最新の状況にはないことから、情報の提供方法について課題となっている。

都道府県等における利便性の向上においては、平成 23 年 7 月から JUNET 行政情報システム（地方公共団体支援サービス）を運用しており、都道府県等において電子マニフェスト情報を使用した指導が行われている。

⑤ 不適正事案への対応

電子マニフェストシステムは、登録確定後に修正ができなくなっており、マニフェスト情報の改ざんがされにくい機能を有している。また、排出事業者が電子マニフェスト情報を登録する際に、法で定める内容に不足があればシステムに登録・報告ができない仕組みになっており、排出事業者のマニフェストの誤記をある程度未然に防止できるだけでなく、委託した産業廃棄物の処理状況が即時に把握でき、透明性が高いという利点がある。

行政機関においては、情報処理センターに対し、オンライン上で電子マニフェスト情報の照会を行うことができるため、ほぼリアルタイムに電子マニフェスト情報を確認することが可能であり、都道府県等における産業廃棄物処理の監視業務の効率化が可能であるとともに、不法投棄や不適正な処理が行われた場合、直ちに電子マニフェスト情報を確認し、迅速に原因究明することが可能であるといった利点がある。

しかしながら、平成 28 年 1 月に処理業者が電子マニフェストシステム上で虚偽報告を行い、食品製造業者から処分委託を受けた食品廃棄物を食品として売却した事案等、マニフェストの虚偽記載等が行われる事案が発生した。

特別管理産業廃棄物についても、近年は不適正事案が減少しているものの、廃油の不法投棄事案、廃石綿や感染性廃棄物の不適正処理事案等が判明している。

このような不適正事案の防止のため、排出事業者において、自ら社内システムを構築し、マニフェストその他の産業廃棄物処理に関する情報の適正管理を推進している例がある。また、電子マニフェストシステムに上乘せして各種情報管理サービスを提供する事業者（ASP 事業者）においても、画像情報と位置情報による産業廃棄物の処理過程の監視、契約書・許可証・マニフェスト情報の整合性のチェック等、不適正事案の防止へ向けた機能を備えたシステムを導入し、排出事業者の社内システム等と連携して運用するサービスを提供している例がある。

静岡県では、平成 14 年度に、許可を受けた収集運搬業者が感染性廃棄物を無許可で長期間保管した上、県外に運搬したとして検挙された事件が発生した。本件では、30 件を超える医療機関がマニフェスト交付義務違反として書類送検され、罰金の略式命令を受けた。これらの不適正事案を踏まえ、静岡県医師会においては、医療廃棄物の適正処理と減量、リサイクルなどを目的として、平成 20 年 4 月 1 日より「静岡県医師会電子マニフェスト管理システム」の運用を開始し、同県内の医療廃棄物に係る不適正処理事案の再発防止を図っている。

これらを踏まえ、マニフェストの虚偽記載等の不適正処理の未然防止や不適正処理が行われた場合の迅速な原因究明のために、電子マニフェストシステムの不正防止機能の強化が課題となっている。

⑥ 普及促進に向けた課題

電子マニフェストの普及促進については、リーフレットやインターネット等によるPR、自治体や業界団体と連携した説明会の実施、少量排出事業者向け使用料（C料金）無料キャンペーン等を行った結果、電子マニフェスト普及率は平成24年度の30.1%から平成27年度の42.5%に向上したが、電子マニフェストの普及においては、以下の課題がある。

- ・電子マニフェストは排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者が揃って切り替えて初めて機能するため、いずれか一者が加入しない場合は三者とも使用できないこと
- ・コンピュータ及びインターネットに接続できる環境が必要であること
- ・電子マニフェストの使用に当たり、一定のITに関する知識や経験が必要になること
- ・紙マニフェスト交付枚数の少ない排出事業者や小規模の処理業者（特に中小零細の収集運搬業者）にとっては、使用に係る料金の割にメリットが小さいと捉えられること
- ・現場では、受け渡し確認票など紙の伝票が必要である場合が多いこと
- ・電子マニフェストの登録・処理終了報告期限が休日を含まず3日間となっており、休業日に期限が到来する場合があること
- ・自然災害、システムの障害等、やむを得ず電子マニフェストが使用できない場合があること

引き続き、これらの課題それぞれについて、関係者の意見を聴きながら解決に向けた検討を進め、運用の改善を図る必要がある。

⑦ 電子マニフェスト情報の有効活用

産業廃棄物処理業の許認可に関する情報は、環境省が保有するほか、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）において処理業者が自らの情報を公表している。

一方、電子マニフェストデータについては法に基づく情報処理センターが運営する電子マニフェストシステムに蓄積され、紙マニフェストのデータについては、排出事業者が提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告書が都道府県等に蓄積されている。都道府県等においては、これらのマニフェストデータを排出事業者指導や廃棄物処理計画策定時の基礎データとして利活用している事例があるが、全ての都道府県等において有効に活用されているとはいえない状況である。

マニフェストデータが全て電子化され、産業廃棄物処理の全容が明らかとなり、許認可情報や産業廃棄物処理に関する各種申請業務に活用することができれば、大幅な事務の効率化が図られると考えられるが、今後、課題を整理し、具体的な検討を行う必要がある。

⑧ 諸外国の状況

近隣諸国においても、不法投棄の未然防止、廃棄物の適正処理、事業者の規制・指導

などを目的として電子マニフェストの導入が進んでいる。

韓国においては、一定規模以上の事業場から排出される有害／指定廃棄物、産業廃棄物、輸入廃棄物について電子マニフェストによる管理が義務化されている。なお、一定規模未満の事業場についてはマニフェスト制度の対象外とされており、韓国では紙マニフェストは利用されていない。

一方、台湾においては、電子マニフェストの利用義務付け対象を有害廃棄物から徐々に拡大され、一定規模以上の事業場から排出される有害／指定廃棄物、産業廃棄物、輸入廃棄物について電子マニフェストの使用が義務化されているが、一定規模に満たない事業場から排出される廃棄物について紙マニフェストの使用も可能となっている。ただし、紙マニフェストで管理される廃棄物量は少なく、排出事業者数では約 20%、廃棄物量では全体の 1%程度と推定されている。

シンガポールにおいては、一度の運搬あたりに一定量を超える有害廃棄物について電子マニフェストの使用が義務化されている。

こうした諸外国の制度やその運用の仕方については、我が国においても、参考になる可能性がある。

4. 今後の基本的な方向性について

(1) 基本的な考え方

マニフェスト制度は、平成 5 年 4 月に紙マニフェストが導入されて以来、不法投棄や不適正処理の防止に一定の役割を果たしてきた。しかし、廃棄物処理の透明化、排出事業者や処理業者の事務の効率化や情報管理の合理化、都道府県等における監視業務の効率化、不適正事案に対する原因究明の迅速化を今後一層推進するためには、電子マニフェストの一層の普及拡大に向けて更に注力していくべきである。また、我が国が目指す世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向け、紙マニフェストを含めた全てのマニフェスト情報の電子化に向けた取組を進める必要がある。

電子マニフェストの普及拡大に向けては、まずは、例えば、マニフェスト制度の経緯を踏まえ、段階的に電子マニフェストの義務化を検討することが考えられる。また、次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向け、これまでのロードマップに基づいた取組結果を踏まえ、平成 29 年度以降についても電子マニフェストの普及に係る目標を具体的に設定した上で、当該目標の実現へ向けた施策を計画的に推進することが引き続き必要である。

これらを踏まえ、今後の具体的な取組の方向性としては、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入促進のための各種取組を引き続き進めるべきである。加えて、電子マニフェストシステムの機能として、虚偽記載の防止に資するシステムの強化、システムの利便性向上に資する改修について検討するとともに、分かりやすい講習会の開催等の普及啓発や産業廃棄物の取扱い頻度の少ない事業者への経済的負担の軽減等についても検討すべきである。また、排出事業者責任の徹底を図る上で、マニフェスト交付は極めて重要であることから、排出事業者が廃棄物処理法に基づくマニフェスト交付義務を確実に履行するよう周知を徹底すべきである。更に、全てのマニフェスト情報の電子化についての具体的な将来像は、今後の IT 化の進展状況等を踏まえつつ検討する必要がある。紙マニフェストについては、自然災害や電子マニフェストシステムの障害、パソコンの故障や停電時など、やむを得ず電子マニフェストが使用できない場合の補完的も想定されることから、引き続き一定の役割を担うことも考えられ、現段階から、紙マニフェストの情報を含めた情報の電子化を図るよう機能の拡充の可能性について検討していくべきである。

(2) 電子manifestoの普及に向けた具体的な取組

① 排出事業者の加入促進

manifesto制度が適正に運用されるよう、国や自治体において周知を徹底するとともに、上記特別管理産業廃棄物排出事業者のうち一定の者のほか、電子manifesto未加入の多量排出事業者や少量排出事業者の加入を促進するため、後述のとおり、電子manifestoの利便性向上及びシステムの機能強化等を図っていく必要がある。

この際、特に少量排出事業者の負担に配慮し、電子manifestoの使用に係る料金等の低減など、更なる改定を推進していくべきである。

また、環境省を含め国や独立行政法人等においては、環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処理に係る契約についてポイント制による裾切り方式の入札が導入されているところであるが、同様の取組を更に推進するとともに、自治体においても導入するよう働きかけるなど、行政機関の加入を促進するための施策について検討すべきである。

② 処理業者の加入促進

低頻度の収集運搬業者についても加入しやすい環境を整えつつ加入を促すべきであることから、スマートフォン・タブレット端末に対応した現場登録アプリケーションの機能強化（業者がパソコンを備えていなくても、スマートフォン・タブレットのみで対応可能とするなど）や、使用に係る料金等の更なる改定を推進していくべきである。

優良認定制度の要件となっている電子manifestoの加入を促進し、優良産廃処理業者の質・量の更なる充実を図っていくべきである。

③ 電子manifestoの利便性の向上

排出事業者及び処理業者がより簡便に使用できるよう、引き続き、電子manifestoシステムの利便性向上を図る必要がある。特に、電子manifestoの登録・処理終了報告期限について制度の見直しを検討するとともに、電子manifestoシステムにおいても対応できるよう機能改修を行う必要がある。また、スマートフォン・タブレット端末に対応したアプリケーションなど、現場において紙manifestoと同程度の簡便さで操作ができるシステムの機能強化を図り、ペーパーレス化に向けた機能改善を図るとともに、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の意見を踏まえながら、電子manifestoシステムの機能改修の更なる推進を図るべきである。また、電子manifestoシステムに上乘せして各種情報処理サービスを提供する事業者（ASP事業者）の有する知見についても、必要に応じて電子manifestoシステムの改修の参考とすべきである。

排出事業者においては、自主的に紙manifestoを電子データ化するなどして管理している場合も多いことも踏まえ、都道府県等及び排出事業者双方の事務効率化の観点から、交付等状況報告書の電子データによる提出の促進等についても検討すべきである。

④ 不適正事案への迅速な対応

電子manifestoの虚偽記載対策のため、実効性、実現性及び経費等を勘案の上、システムの具体的な改修内容について検討すべきである。

不適正処理等の未然防止や不適正処理等が行われた場合の迅速な原因究明の観点から、manifestoの虚偽記載を防止するためのシステムの強化が必要である。具体的には、以下のような点について検討すべきである。

- ・民間事業者が運営する電子manifestoシステムにおいて先行して取組が行われている廃棄物処理の過程における位置情報・画像情報について、情報処理センターと接続

- し、情報を保管する仕組みの導入
- ・産業廃棄物処理業者の許可内容や処理委託内容とマニフェスト情報が異なる場合のエラー検知機能の強化

⑤ 普及啓発

電子マニフェストの使用に当たり、IT に関する知識や経験が十分ではない排出事業者、処理業者に対しても加入促進を図るため、事業者・業者のニーズを踏まえたより分かり易い講習会の開催等、普及啓発の取組を充実させるべきである。

電子マニフェスト加入に係る経済的負担の軽減は、加入促進に効果的であることから、今後とも加入料の改定や普及キャンペーンの実施について検討すべきである。

(3) IT利活用社会の実現

① 電子マニフェストを含めた情報活用のあり方

電子及び紙マニフェスト情報の一元管理、処理業者の許認可情報を含めたデータベースの整備等が実現すれば、排出事業者責任の確保及び不適正事案の迅速な原因究明に資するとともに、ビッグデータとしての活用の可能性が増大すると考えられる。世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向け、電子マニフェストを含む、各種電子情報の活用のあり方についての検討を進める必要がある。

電子化を推進しつつ、こうしたあるべき姿についての一層の検討を進めるとともに、まずはマニフェスト情報の統合に向け、紙マニフェスト情報の集計結果である交付等状況報告について、エクセル等の電子データで提出し、電子マニフェスト情報とともに管理できるシステムの構築、地方公共団体が電子マニフェスト情報を効果的に活用できるようなマニュアルの整備等、合理的なマニフェスト情報の管理のあり方を検討すべきである。また、現状のマニフェストでは、単位が統一されておらず、換算係数も実態と合わない場合が多いことが指摘されていることから、マテリアルバランスの観点から、処理業者が計測した重量の電子データの活用について検討すべきである。更に、電子マニフェスト情報と廃棄物データシート（WDS）や他法令に基づく報告との連携についても検討すべきである。

② マニフェスト登録事項の充実

不法投棄事案・不適正処理事案の防止や迅速な原因究明へ向けたマニフェスト情報と実際の現場の状況との突合作業等に資するため、電子マニフェスト登録事項及び紙マニフェスト記載事項の充実について検討すべきである。加えて、紙マニフェストにおける最終処分終了時のマニフェストの写し（E票）の運用も含め、マニフェスト制度の運用方法のあり方も課題である。

＜参考＞中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会報告書（抄）

（平成 29 年 2 月 3 日）

3. 制度見直しの主な論点

（2）マニフェストの活用

ア マニフェストの虚偽記載等の防止

① 現状と課題

産業廃棄物処理業者が電子マニフェストシステム上で虚偽報告を行い、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物を食品として売却した事案等、マニフェストの虚偽記載等が行われる事案が発生した。このため、紙・電子を問わずマニフェスト制度全体について課題の検討を行うとともに、不適正処理等の未然防止や不適正処理等が行われた場合の迅速な原因究明の観点から、マニフェストの虚偽記載等に対して一層の対策が必要である。

② 見直しの方向性

具体的な対策としては、電子マニフェストシステム上での虚偽記載への対策を講じるため、電子マニフェストシステムへの不適正な登録・報告内容の疑いの検知や、関係業者への警告に資するよう同システムの改善を検討する必要がある。更に、マニフェストの虚偽記載等を行った者が廃棄物処理法第 19 条の 5 の規定に基づく措置命令の対象となりうることの周知や罰則強化（現状、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）も含め、マニフェストの虚偽記載等に対する抑止力をより高めるための方策を検討すべきである。

イ 電子マニフェストの普及拡大

① 現状と課題

電子マニフェストは、排出事業者責任の徹底と適正処理の推進の観点から、透明性を向上させることで、不適正処理の未然防止や原因究明の迅速化等を図ることが期待できる。また、電子化を通じた事務の効率化・合理化等の観点から、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとっては、廃棄物の処理状況を容易に確認できる、マニフェストの保管や交付等状況報告書の作成・提出が不要である等の事務処理の効率化や情報管理の合理化等、都道府県等にとっては、効果的な監視業務の実施、不適正事案への迅速な対応及びマニフェスト交付状況の集計作業の効率化等、国にとっては産業廃棄物の排出状況や処理状況を含む循環型社会構築に向けた基礎情報の把握等に大きな効力を発揮することが期待でき、その利用を強力に進めることが必要である。

また、将来的には、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等を含め、全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化され、IT 技術の活用による効率的・効果的なシステムを構築することも期待される。

海外においても電子マニフェストは使用されており、韓国、台湾及びシンガポールで電子マニフェストが義務づけられている。

これまで平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を平成 28 年度において 50%に拡大することが目標として掲げられ、同年 10 月には「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、(1)排出事業者の加入促進、(2)行政機関の利用促進、(3)電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善、(4)普及促進策の充実等の取組が順次進められて

いる。

これらの取組の結果、平成 28 年 10 月末現在での過去 1 年間における普及率は約 45 %となっている。平成 28 年度末時点で 50%という目標の達成は厳しい状況にあるものの、平成 24 年度末（約 30%）から毎年約 4～5 %ポイント上昇していることから、このまま推移すれば、平成 29 年度内には目標に到達する見通しである。

電子マニフェストの普及に当たっては、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の 3 者が電子マニフェストに切り替えることで初めて機能すること、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者や小規模の処理業者にとっては、使用に係る料金に比較してメリットが小さいと捉えられ、導入が躊躇される傾向にあること等が課題である。

これまで少量排出事業者が加入しやすい料金体系への改善が図られたほか、収集運搬事業者等の利便性の向上を図るため、タブレット・スマートフォンに対応したシステムの開発が行われている。

② 見直しの方向性

電子マニフェストの意義と課題を踏まえると、マニフェストの使用頻度の多い排出事業者や特に厳格な管理が必要である特別管理産業廃棄物の管理にとって大きなメリットがあり、以下の通り、その導入を強力に進める必要がある。

引き続き、電子マニフェストの普及に関する目標を設定した上で、当該目標の実現へ向けた施策を計画的に推進することが必要である。

まずは、例えば、より適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、マニフェスト制度の運用状況に係る総点検も踏まえつつ、電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討すべきである。この際、施行までの十分な周知期間を確保することとし、電子マニフェストの使用が義務づけられる排出事業者と処理業者の利便性の一層の向上に努めるとともに、自然災害、システム障害、排出事業者・処理業者の人的要因等やむを得ず電子マニフェストが使用できない場合等の措置、電子情報組織への登録期限の見直しについて検討すべきである。ただし、善意の者が義務化初期に紙マニフェストを使用した場合にむやみに罰則がかからないよう留意が必要である。

さらに、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び行政機関の電子マニフェスト加入促進のための各種取組を、引き続き進めるべきである。加えて、不適正処理への迅速な対応ができるよう、マニフェスト虚偽記載の防止に資するシステムの強化を検討するとともに、分かりやすい講習会の開催等の普及啓発や経済的負担の軽減等についても検討すべきである。

本報告書は、平成 25 年 10 月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、マニフェスト制度の運用状況、ロードマップに基づくこれまでの電子マニフェストの普及状況等を踏まえ、今後のマニフェスト制度の方向性について検討するため、以下の検討会を設置し検討した結果を環境省がとりまとめたものである。

平成 28 年度 マニフェスト制度総点検に関する検討会 委員名簿

大竹 利幸	前田建設工業株式会社 CSR・環境部シニアマネージャー (一般社団法人日本建設業連合会推薦)
小出 英昭	株式会社佐倉環境センター 代表取締役 (公益社団法人全国産業廃棄物連合会マニフェスト推進委員会副委員長)
渋谷 行雄	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課長
奈良 恒雄	住友化学株式会社 レスポンシブルケア部(環境安全(兼)気候変動対応) 主席部員 (一般社団法人日本化学工業協会推薦)
沼田 哲始	JFE スチール株式会社 環境防災・リサイクル部主任部員(副部長) (一般社団法人日本経済団体連合会推薦)
堀部 隆司	愛知県環境部資源循環推進監
見山 謙一郎	株式会社フィールド・デザイン・ネットワークス 代表取締役 事業構想大学院大学 特任教授 多摩大学経営情報学部 客員教授
山田 正人 (委員長)	国立研究開発法人国立環境研究所福島支部 汚染廃棄物管理研究室長

(五十音順)